会議名
厚生·文教常任委員会

日時 平成 30 年 12 月 20 日 (木) 午後 3 時 30 分~午後 5 時 21 分

場所 第2・第3委員会室

出席議員 委員長鬼頭博和 副委員長鈴木麻住 委 員木村冬樹

委 員 堀 巌 委 員 宮川 隆 委 員 関戸郁文

委 員 伊藤隆信

説明者 総務部長 山田日出雄、市民部長 中村定秋、健康福祉部長 山北由美子、建設

部長 片岡和浩、消防長 柴田義晴、教育こども未来部長 長谷川忍

秘書企画課長 伊藤新治、同統括主査 加藤淳、行政課長 佐野剛、同主幹 佐藤信次、同統括主査 酒井寿、都市整備課長兼企業立地推進室長 西村忠寿、上下水道課長 松永久夫、同統括主査 大德康司、学校教育課長 石川文子、同統括主査 佐野亜矢、子育て支援課長兼地域交流センター長 西井上剛、同統

括主查 佐久間喜代彦、同主查 大島久直

事務局出席 議会事務局長 隅田昌輝、同主任 高野真理子

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第 101 号	岩倉市青少年宿泊研修施設希望の家の指定管理者の指定	賛成多数
	について	原案可決

厚生・文教常任委員会 (平成30年12月20日)

◎委員長(鬼頭博和君) それでは、ただいまから厚生・文教常任委員会を 開催いたします。

当委員会の案件は、議案1件であります。

それでは、早速審査に入りたいと思います。

議案第101号「岩倉市青少年宿泊研修施設希望の家の指定管理者の指定について」を議題といたします。

当局の説明は省略をし、直ちに質疑に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ◎委員長(鬼頭博和君) それでは質疑に入ります。 質疑はございませんか。
- ◎委員(堀 巌君) 本会議に引き続き、お聞きします。

監査の指摘の点で、昨年度の初の指定管理者に対する監査を行いました。 そのときに、条例で定めなければならない管理の基準の中に休館日等がある ことを担当課としては知っていましたか、そのとき。

- ◎教育こども未来部長(長谷川 忍君) 監査の指摘をいただくまで、担当 課としては知り得ておりませんでした。
- ◎委員(堀 巌君) 知り得ていないということがまず一点。

それから、そのときに監査の指摘を受けて、先ほど総務部長は、この今の 時点でも研究という言葉を使いました。法律で定めなければならないとなっ ていて、監査の指摘もあって、何でいまだに研究なんでしょうか、何を研究 するんでしょうか。

◎総務部長(山田日出雄君) 施設については、指定管理に関する施設はたくさんありますので、そうした部分では、一つやはりさらに情報収集、近隣とかですね。

近隣のほうでも、まだそうした形での条例上で規定をしてあるところは少ないと考えております。そういう意味では、そういうところも十分調査しながら研究し、対応していきたいというふうに考えております。

- ◎委員(堀 巌君) 法律の規定よりも近隣の状況のほうが大事なんでしょうか。
- ◎総務部長(山田日出雄君) 決してそういう意味でお答えしているわけではありませんけれども、やっぱり施設としてはたくさんあるので、そうした規定ぶりを一度検討していきたいというふうに考えております。

- ◎委員(堀 巌君) その規定ぶりというのは、具体的にどのようなものですか。
- ◎総務部長(山田日出雄君) 近隣の状況を見てみますと、休館日等については、例えば規則で定めるといった規定もございますし、具体的にいついつだといった開館日とかを規定してある場合もありますので、そうしたところをどのようにすればいいか、そしてまた指定管理をしている施設として条例上にどんな規定をするかといったところは、今後研究をしていきたいと考えております。
- ◎委員(堀 巌君) 基本的に、総務省通知、それから地方自治法の解釈で、その答弁を聞いていると、いまだにこの管理の基準について、休館日とか開館時間、市民に密接に関係するところについては、議会の関与、つまり条例の規定をすべきだというふうに考えていないというふうに聞こえるんですけれども、いかがでしょうか。
- ◎総務部長(山田日出雄君) 一定、ほかの施設も含めてなんですけれども、休館日等については規則で定めている場合が多いというふうに考えております。多いというか、規則で定めてきています、これまでもですね。

そうした部分でいけば、そうしたものとの整合性というんですかね、整理をしながら、指定管理制度を導入している施設のことも踏まえて、整理をしつ、研究をして対応していくというふうに考えております。

◎委員(堀 巌君) いや、明確に答えていただいていません。

つまり、しなければならないということについて、しなければならないと 考えているのか、それはどっちでもいいよと、規則でもいいよと考えている のか、どちらなんですか。イエスかノーかを答えてください。

- ◎総務部長(山田日出雄君) この段階でイエスかノーかというお答えは避けさせていただきたいと思いますけれども、ただ、こうした規定は私たちも承知をしておりますので、それにのっとった形は考えていきたいというふうに考えております。
- ◎委員(木村冬樹君) 私も本会議に続いてということであります。

条例で定めるというところについては、一つの論点であるなあというふうには思っています。

もう一つの論点が、やはり第1回の募集と第2回の募集で募集要項を変えたというところだというふうに思います。これは、やっぱり先ほど来申し上げていますような条例にある目的、その目的を効果的に達成するということで考えれば、むしろ休業日をふやす方向ではなしに開館日をふやしていくという、そしていろんな事業をやっていくということが考えられるわけで、先

ほどの答弁の中でも、現場説明会まで3団体が参加して、その団体からは、 そういう方向もいろんな対応で、ローテーションなどで対応できるんではな いかというようなことでおっしゃられたような答弁だったというふうに思う わけで、なぜここでその休業日をふやす対応にしたのかなあというところが どうしても納得できない部分であります。その辺についてのもう少し詳細な 説明をお願いしたいと思います。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長(西井上 剛君) 6月議会のときに債務負担行為で予算のほうを頂戴した段階で、もともと今、希望の家自体、稼働率も上がっていないというところも課題でございました。その中で、この稼働率が上がらない中で、職員を配置してやっていくという中で、現行の予算ではかなり厳しいというところがある中で、先ほど部長の答弁にもございましたように、1.5倍ほど額を上げさせていただいているところでございます。

その中でも、やはりいろいろと効率的な運営をしていくのを考えていた中で、毎日開いておくというところよりも、集中して開催することにより、より集客や事業の効果を得られるものもあるのではないかというところも考えた上で、集中的な開館も可能という意味で、第1回目の要項のところでは、開館日を減らすことも可というような意味も含めて、事業を運営しながら変更することができるというような書きぶりにさせていただいておったものでございます。それを、事業者の中では、その要項を見て、指定管理としてはやはり営業日を変えてもいいということであるのであれば、むしろ休館日のところをふやして営業していくほうがというように考えて、額のところでも折り合いがというようなお話も出てきた部分がございました。

そのあたりは後の聞き取りで判明したところでございますので、私どものほうとして、もともとが、やはりこの稼働率が上がらない中で、集中して効果を上げようというような意思があったというところをはっきりと示す意味でも、今回は、休館日のほうははっきりと2日だというところで上げさせていただいたというところでございます。

- ◎委員(木村冬樹君) ちょっとやっぱり納得できない部分がありますけど、 例えばこれまで、例えば30年度の今の事業でもいいですけど、木曜日にそういう事業というのは行われていないんでしょうか。木曜日の状況についてお聞かせください。
- ◎子育て支援課長兼地域交流センター長(西井上 剛君) 30年度は、まだ年間を通しておりません。29年度の実績でお願いをしたいと思います。
 - 1日を1こまでも御利用なさったことがある、例えば午前中だけ研修室を

使ったというところと丸1日使っていたところというところは全て同じ1日 とカウントするというところで整理をさせていただきまして、年間で17日の 利用が入っておるところでございます。

ちなみに宿泊で、キャンプ等に関しましては、おおむね土曜日、日曜日に 集中していると。夏休みであっても、やはり親御さんの休みの兼ね合いもあ るもんですから、平日よりは、夏休みは混み合うとは申しておりますが、 土・日に集中しているというような傾向でございます。

◎委員(木村冬樹君) 木曜日も平成29年度では、1こまでも利用はあるということで考えますと、年に17日あったということでありますので、それをほかの日に移せばいいんじゃないかという考えなのかもしれませんけど、やはり指定管理をするということの意義というのは、その目的をやっぱり達成するために、直営でやるよりもそういう効果的なことができる。

説明ではいろいろありましたよね、多世代交流の事業なんかということで言われていますので、私はだからこの指定管理を受ける団体の問題とは思っていなくて、これの休業日をふやすだとか開館日を減らすというこの対応を市が、なぜこんな対応をするのかなというところがちょっとやっぱり納得できません。

指定管理ありきというか、指定管理を受けてもらうために、市民の利用よりもそちらを優先したというような判断が少しあるんではないかなというふうに思ってしまうわけですけど、その辺はいかがお考えでしょうか。

◎教育こども未来部長(長谷川 忍君) 先ほども少しお話ししましたけど、 債務負担のときには財務委員会の中でも費用の積算までお見せして、議会に お認めいただいた8,000万という費用だと思います。これは、利用しておら れない方も負担する、受益者じゃない方の負担もあるわけですので、どれだ けでも費用をふやしていいということではないかというふうに思っておりま す。

提案がないから限度額をふやすという考え方もあろうかと思いますが、先ほど課長も私も申しましたとおり、意見交換の中で、集中して事業を行うということで活性化を図っていく。定期的に利用している団体も木曜日はなかったということもありますが、火曜日ですとか夜に定期的に使っている方の利用もなかったというところで、その曜日を選択したところではございます。
②委員(堀 巌君) 今のやりとりは、要は、本会議でも部長が答えられていますけれども、事業者等が応募しやすいように、人件費とかいろんな積算をした中で、週休2日に休みをふやすことによって採算がとれるということで、その条件であれば引き受けられるということを受けて、市として公募

- の条件を変えたという、そういう説明というふうに理解しているんですが、 それで間違いないでしょうか。
- ◎子育で支援課長兼地域交流センター長(西井上 剛君) はい、そうでございます。
- ◎委員(堀 巌君) そのこととあわせて、その担当課として、この休館 日、休業日を公募で変更するということについて、先ほど来総務部長とやり とりしていた、基本的には条例事項、要は市民のコントロールの下に置く 我々が市民の代表として議会の議決をもって決めなければならない、そうい う事項であるということは、そのときも認識がなかったということでいいで すか。
- ◎子育て支援課長兼地域交流センター長(西井上 剛君) 指定管理の監査のときに御指摘をいただいておりますので、そのときには承知をしているところでございます。
- ◎副委員長(鈴木麻住君) 青少年宿泊研修施設希望の家は、再配置計画の中で譲渡ということで話は進んでいました。これは第1期計画の中に入っています。ということは、10年以内にここをどうするかという話を詰めていかなきゃいけないと。

そういう過程の中で、サウンディング調査をしながら、今後、この施設、このまま青少年宿泊研修施設希望の家という形で維持していくのか、あるいは譲渡しちゃうのか、違う形に転用するのか、いろんな方法があると思うんですけど、そういう例えば指定管理をするにしても、前の議論の中では5年じゃなくて3年にしたらどうかという議論もしたと思うんですけれども、そんな中で今回コニックスさんに決まったという話なんですけど、株式会社ですよね。株式会社というのは、利益を求める企業です、NPO法人とは違います。ですから、利益のないものには手を出さない、赤字になってまでその行事を遂行するということはない。ということは、やっぱり今、休館日をふやしたりとか、もうちょっと事業を、どんどん経費がかからないようにサービスを削っていく可能性もあるわけだし、そんな中で無理してこういう指定管理をしていく必要があるのか。

もう一点聞きたいのは、例えば条件として、ここは行く行く、サウンディング調査した結果、譲渡という可能性があるということを条件に、例えばだから5年、次の指定管理の契約はないということを条件に契約をしているのかどうか、それはもう納得の上でやられているのか。

ちょっとその2点をお聞きしたいと思います。

◎子育て支援課統括主査(佐久間喜代彦君) 公共施設再配置計画との関連

につきましては、指定管理者としての提案、参加予定の事業者から事前にその件について説明がございました。それに対しては、公共施設再配置計画が策定された後は、その計画に基づいて進捗管理をすることになりますというふうに答えておりますので、当然、今回、候補者に上がっている事業者についても、その点については認識しているというふうに考えております。

◎副委員長(鈴木麻住君) ということは、要するにその施設を管理していくときに、よりよい施設にしていこう、こうしていこうとかというような提案というのは、もう5年たったらその指定管理の契約が切れる可能性があるわけだから、そんなに一生懸命やる必要があるのかなと思いますよね、契約するコニックスとしては。だから、本当にどういう条件のもとでコニックスとしては。だから、本当にどういう条件のもとでコニックスとしては。だから、本当にどういうないですけど、手を挙げられ、あるいはほかの2者はわからないですけど、手をそびられたのかなというのは、ちょっと理解に苦しむところなんですけど、それともう一点、何でそういう休館日までよりところなんですけど、ないの転用を考えようということでは思うんですけど、そこをもう一度、指定管理はしましょうということでは思うんですけど、そこをもう一度そこを振り返る必要があったんじゃないなと思うんですけど、1次募集で集まらなかった、条件まで変えて2次募集して、そこまでやる必要があったのかなというふうに思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

◎子育て支援課統括主査(佐久間喜代彦君) 直営で一旦実施して、その後の施設の利用についてどうしていくべきかというところも、実務の担当レベルでは、一旦は考慮させていただきましたが、やはり希望の家、青少年宿泊研修施設の設置の目的から考えまして、そういったところのいろんな事業のノウハウを持った民間の活力というのは、やはり非常に魅力的に映りました。直営で実施するよりかは、今回3社の提案を受けた中でもすばらしい提案がございまして、明らかに活性化されるというような希望を持ったところでございます。

休業日をふやすというところについては、第1回の募集の時点でも、実務担当のレベルでは、そういったところも見据えた募集要項の書き方にはさせていただいたつもりでした。そういった休館日、何日営業するかということも含めての事業者からの提案なので、資力を一定程度集中させて、やはり平日というのは、青年は就労であったり就学であったりがあるので、なかなかそこの利用率を伸ばすのは難しいのではないか。でしたら、その部分は一旦は閉じる形で、その分を利用率が高いところに回して、より活性化していく

というような考え方もあるのではないかというところも踏まえての民間の考え方を取り入れたいなという思いもあって、そういった書き方での募集要項にはしたんですけれども、そこがうまく、ちょっと曖昧だったので、伝わらなくて、事業者のほうは当然休みなくやるもんなのかなあというふうな捉え方をされて、それでは採算がとれないというようなところで1回目は提案がなかったという形でしたので、そこは改めて事業者からの意見を取り入れて、いやいや、そういう意図ではなかったんですということでのより明確な形での募集という形にさせていただいた、そういった変更でございます。

◎副委員長(鈴木麻住君) 本会議の答弁の中で長谷川部長が言われた、日数を減らしてもそんなに人件費は変わらないよという、むしろふやしていったほうが、提案していったほうがいい効果もあるというようなお話だったと思うんですね。だから、そうすると今言っている答弁と話が違ってくるんですよね、つじつまが合っていない。

だから、その日数を減らして休館日をふやすことによって指定管理者が3者出てきたという話と、実際、それはコニックスさんの答弁だったというふうなことだったと思いますけど、日数、休館日をふやしてもそんなに経費は変わらないと、維持していくための、という答弁との食い違い、整合性がちょっと僕はよく理解できないんですけど、その辺はどうなんでしょうか。

- ◎子育て支援課統括主査(佐久間喜代彦君) 確かに事業者への聞き取りの 段階では、当然休みを1日ふやしても、その人は確保していくし、維持管理 費については、営業日、休業日変わらず年間かかってくるという部分では、 効果は薄いというふうには聞いております。ただ、実際、提案があった中で は、事前の聞き取りではこの額では厳しいというふうに第1回目のときには 言われたものが、2回目の参加された応募のところでは、その限度額におさ めるような指定管理料の提案を3者ともされたというところであります。
- ◎副委員長(鈴木麻住君) その管理料を抑える提案ってどういう提案だったんですか、3者とも。何か主な提案があれば教えてください。
- ◎子育て支援課統括主査(佐久間喜代彦君) 事業の提案については、会社の運営の能力とか財務状況、あと他市町での実績、それから実際に希望の家でどんなことをやるかの事業計画と、それにあわせて5年間の収支計画というのを出していただいておりますので、事業提案と合わせた収支計画を3者とも出していただいているんですけれども、その中で3者ともが、提案の条件ですので、市が予算として確保した額が限度額として、その範囲の中で提案をしてくださいというのが応募の要件になっておりますので、3者ともが2回目の再募集のときにはその限度額に抑えた提案をされたということです。

◎委員(堀 巌君) さっき指定管理者か直営かという話をされましたけれども、直営といっても市の職員が全てやることが直営ではないわけで、今の市民プラザがしかり、あそこは指定管理者じゃなくて業務委託ということでやっております。そういった形でもできるんではないのかなというふうに思うんですけど、その点についての比較考量はどのようにされたんですか。
◎教育こども未来部長(長谷川 忍君) 希望の家については、10年間指定管理をしてきて、その前は業務委託でやっていたときもありました。それで任意指定でというふうで指定管理になっていったかと思うんですけど、直営でやっていたときの人件費は1人常駐してということで、あとは、維持管理系は当時の費用を今回指定管理を出すときには計上をして、それで委託料も

これまでのNPOさんは、自前でできるところは自前でもやっていたんですけれども、なかなかそういう技術を持った人がいない事業者ですと、やっぱりその部分は委託をしていくというところになろうかなということでございました。

費用面については、なかなか当時の直営のときの費用との比較はしてみえましたけれども、今の指定管理料の限度額と同じぐらいになるのかなという、費用面だけでいけばそういう比較はしたところです。

先ほど鈴木委員おっしゃった費用面では、もともと1人常駐というふうにしているものですから、いずれにしても3人でローテーションを組むんです。ただ、大きな事業のときは当然2人、3人で対応するし、本部からも応援に来たりすることで経費の節減を図っていくよというような提案もございましたところであります。

◎委員(堀 巌君) 最後にもう一度だけ。

上がったという部分もございます。

やはり今回のこの問題、一番問題にしているのは、自分の中で。市民不在の中でルール変更してしまった、それが既定路線として公募という形で公にされ、後から議会も議員もそれを知ったという、そのことに尽きると思います。

この点について、やはりちょっと先ほど来、何回も同じ繰り返しになるかもしれませんけれども、もともと執行機関の内部で、この休館日、営業日、時間も含めてルール変更をして、何ら差し支えないという思いがどのぐらいの気持ちであったのか。まずいなと思っているのか、今現在。そこら辺について、どのようにお考えでしょうか。

◎教育こども未来部長(長谷川 忍君) 確かに条例じゃないというところでそういう御指摘だと思いますけれども、1回目の公募がなかった段階で、

正規の場である全員協議会の中で、営業時間を訂正するということを議会には報告をしておったつもりですし、それから厚生・文教の協議会の中では、 具体的に休館日を減らすよというようなことをプロポーザル前にはお話しし ている。そこは、議会には失礼のない対応をしてきたつもりでございます。

この要項を定めるについても、今回は、監査の指摘でもありましたように、 モニタリングも実施しまして要項を定めまして、1回目の結果がこうだった からというところで、改めて選定委員会の中で要項・仕様についても検討し たところでございます。

監査の指摘であります条例については、当時、この希望の家が、平成20年に21年から指定管理にするというところで条例をつくったんですけれども、さきに議決いただいたふれあいセンター、それからみどりの家も同じ時期でございました。その段階では、条例で具体的にではなくて、関係法令並びに条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理を行うことという規定をしておりまして、その他の部分の適切なサービスを行うこととか差別的取り扱いをしないようなことは、当時、規則のなかったところは条例にしたためるところで規定しているところかと思います。

市の判断として、このときには条例に具体的に定める必要もなくて、詳細なところは規則でというような、委任していいだろうという判断でこれまで来ていたかと思いますが、そのあたりは先ほど総務部長おっしゃられたとおり、指定管理の条例が岩倉市全体で9条例ございますので、規定の仕方の違う部分もございます。そういったことも検討しながら、検討している、研究しているという段階だというふうに考えております。

◎委員(堀 巌君) 議会に休館日のことについては言ったということで、失念しているこちら側も悪いのかなというふうには思いますけど、ただ、そこにやっぱり市民を巻き込んだ議論がされていないわけですよ。もしその休館日を減らすことが市民の幸せにつながるのであれば、当初の公募からやらなければいけないし、その議論、市民を交えて、もちろん議会での当然条例とかに出てくれば、そこで審議を必ずしますし、今回は規則だからなかなか言われてもぴんと来なかった我々の反省点もあると思います。だけど、少なくともやはり市民の人たち、利用者を含めて、休館日がふえることについてどうなのかという議論が全くないままひとり歩きしてしまうことが、私は非常に危険だというふうに思います。

手続的には、やはり議会に言ったではなくて、審議をどこかでしないといけないと思います。それがないまま指定管理者の公募だけが先走っていったことについて、質問になっていないかもしれませんけど、どのようにお考え

でしょうか。

◎教育こども未来部長(長谷川 忍君) 条例にないんですけれども、規則の中では、本会議でも総務部長おっしゃられたように、指定管理者が勝手に変更するというふうにはなっていないんです。指定管理者が必要な場合には、さらに市長が認めればいいよという規則になっておりますので、勝手な変更はできないというふうには思っております。

利用者については、定期的な利用のところはなかったものですから、お話はしておりませんけれども、子ども会の連絡協議会さんですとかボランティアサークルのメンバーの方には、再募集する前にはこういうことをするんだよということの相談はかけております。全員ではないんですけど、市民全体の議論にはなっておりませんけど、よく使われる団体のところには一定話をして、再募集はこうするという話を事前にはしているところでございます。

◎委員(堀 巌君) やっぱり依然として、理解、わかっていただけないという。その規則で勝手にやれないよというのはそのとおりだけど、そのことと市民の代表として議会の議決、審議して決めるということの認識が非常に甘いというか、曖昧な理解をしているのではないのかなというふうに思います。

さっき特定の団体にはこういうふうに話をしているといっても、それは全市民的な議論にはなっていないわけで、市民参加条例的に言っても、もう少しこういった市民に密接な関係のある条項については、もう少し踏み込んだ議論が必要だというふうに私は思いますが、いかがでしょうか。

◎教育こども未来部長(長谷川 忍君) それも先ほど来答弁しておりますように、9つの関係条例がありまして、指定管理者に絡む。学共(学習等共同利用施設)ですとか地域集会所については、できる規定ではなくて、指定管理者にするという条例の規定の仕方をしております。

基準も少し定めていないような、旧の自治法のときの委託のまま条例にしてしまったというところもありまして、先ほど言いました平成20年のときが岩倉市はスタンダードになってしまっておりますので、それ以降の総体文ですとか市民プラザなども同じような状況でありますので、そこは監査からの指摘もございましたので、総務部長おっしゃられたとおり、市全体として検討していきたいということを考えております。

◎市民部長(中村定秋君) 条例事項云々というところで、一つこれは大事なところなので、堀委員に確認をしておきたいことがあるんですけど、よろしいですか。

◎委員長(鬼頭博和君) どうぞ。

- ◎市民部長(中村定秋君) 先ほど堀委員は、休館日、開館時間は条例で定めなければならないとおっしゃいました。実は地方自治法には、管理の基準を定めるというふうには書いてありますけれども、管理の基準が何かというのは地方自治法には書いていない。その地方自治法の解釈として総務省が通知を出していると。そこの中に開館時間とか休館日ということが書いてあるんですけれども、つまり堀委員は、地方自治法の解釈は総務省の通知に拘束されるというお考えなのか、拘束されないのか、イエス・ノーでお答えください。
- ◎委員(堀 巌君) イエス・ノーでは答えにくいね、やっぱりね。
- ◎市民部長(中村定秋君) ですから、拘束されるかされないか、イエス・ ノーでお答えください。
- ◎委員(堀 巌君) いや、さっきだってイエス・ノーで答えなかったじゃん。
- ◎市民部長(中村定秋君) それについて批判したでしょう、でも。
- ◎委員(堀 巌君) 批判はしていないよ。
- ◎市民部長(中村定秋君) 批判しましたよ。
- ◎委員(堀 巌君) どういう批判をしたんでしょうか。
- ◎市民部長(中村定秋君) イエス・ノーで答えてくれと言いましたよ。
- ◎委員(堀 巌君) いや、それは言いました。でも、答えなかったわけで……。
- ◎市民部長(中村定秋君) じゃあ、答えなければいいじゃないですか。
- ◎委員(堀 巌君) うん、じゃあ答えませんが、尊重するべきだという ふうに思います。全く完全に拘束されるものではないと思います。解釈権と いうのは、自治体にもあるというのは承知しています。
- ◎委員長(鬼頭博和君) 他に質疑はございませんか。
- ◎委員(宮川 隆君) 先ほど教育こども未来部長のほうから、全協で説明したという答弁でした。僕も記憶を一生懸命さっきからたどっていて、確かにそういうよく利用される団体のほうには伝えた上でという答弁だったというふうに、全協の中で御説明があったというところまでは記憶がよみがえってきています。

その中で、先ほど堀委員のほうから市民を巻き込んだ議論という観点で質問があったと思うんですけれども、例えば1回目の公募の後、ゼロだった。タイミング的には、2回目と1回目の後のこの間にそういう利用者団体のほうに説明されたのか。また、いや、こうなるよと言いっ放しなのか、それともそこの場所でちゃんと意見を聴取して、結果、決断するのは別としても、

利用者の方の御意見を聞く機会というのを持った状況の中でこの話が進んでいったのか、ちょっとその辺が僕のほうも記憶が定かではないので確認させていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

◎教育こども未来部長(長谷川 忍君) さきにお渡しした資料をお持ちでしたら、第2回の募集が30年11月5日から9日までというふうにしておりました。子ども会の連絡協議会、ボランティアサークルには、11月3日とか4日だったと思います。ちょっと手帳を持ってくればわかりますけど、そのあたりでお話ししました。

- ◎委員(宮川 隆君) 2回目の事前に。
- **◎教育こども未来部長(長谷川 忍君)** 事前にです。やはりそれは言っておかないと、これはいかんなという。

一番使っている、一番と一定、子ども会の利用状況も見させていただくと、 最近、単位子ども会で泊まりというのは余りないんですね。デイキャンプで も年間六、七単位しかない。なので、木曜日は子ども会としてはなかったの で、土・日に集中していくことでやむを得んねということと、事業者として、 じゃあ子ども会にかわる事業も積極的にやってほしいですという意見をいた だいたところです。

やっぱり子ども会さんも、親の方がついていくとなると、やっぱり利用が 金・土・日に重なってしまうという状況。夏休みでも同じような状況でした ので、そういったことも話しながらお話ししたところです。

ボランティアサークルについても、やっぱり学生の子たちが事業をやるとなると、土・日にということになってくるというようなところではありました。

あと、陶芸の方については、窯入れ、窯出しのタイミングをちょっとずら していただきたいというようなお話もしております。

最初、1回目の募集がなかったときに、全協で営業時間、そのときは休館日をふやすという申し上げ方はしませんでした。全協のところで、営業時間を少なくすることも考えて再募集を考えていくということで、特に質疑もなかったかと思っています。厚生・文教の協議会のところで、休館日をふやして募集をしていくという説明をしたところだというふうに思います。そのときも特に質疑はなかったので、構えていたんですけど、そのような状況だったかと思います。

◎委員(宮川 隆君) じゃあ、今のお答えの中で、直前に情報提供はした よということだと思うんですけれども、そのときに何か子ども会さんのほう からの御意見とかというのはありましたでしょうか。

- ◎教育こども未来部長(長谷川 忍君) 先ほど少し申しましたけど、休館日をふやす分、それから事業者がかわる分、子ども会のどの子でも参加できるような行事をふやしてほしいという要望はございました。今でもわくわくさんがキャンプをやったり、それをボランティアサークルの子どもたちが手伝ってくれたりするんですけど、そういった事業もふやしてほしいというような要望はございました。
- ◎委員長(鬼頭博和君) 他に質疑ございませんか。
- ◎委員(堀 巌君) さっきの市民部長とのやりとりで、もう一回議論したいんですけど、僕はさっき尊重すべきというふうに答えちゃったんですけど、違う表現をすると、今のはやりとして、例えば従うべき基準、参酌すべき基準ってありますよね。僕はそれに当てはめると従うべき基準ぐらいだなというふうに認識していますが、市民部長はどのようにお考えでしょうか。
- ◎市民部長(中村定秋君) 法律の解釈は、各自治体に解釈権はあると考えておりますので、どの程度かというお答えはできません。
- ◎委員(堀 巌君) それは、自治体ということで、市長をトップとした補助員としての、部長としての答えられないということで、市の総意としての答えはちゃんとあるけれども、一個人の部長としては答えられないと、そういう回答でよかったですか。
- ◎市民部長(中村定秋君) この指定管理者の件と、あと設管条例の話で今この話になっているんですけれども、この設管条例は今の設置及び管理条例で、議会の議決を、提案したのは市長で、それの議会の議決を経て今この状態にあるわけなんですね。ですから、それはそれで、そのときにそういう解釈をしているというふうに今解釈をしなければならない。それを正しかったとか正しくなかったとかというのは、それは私の立場で発言できるものではないという、そういう解釈をしていただきたいと思います。
- ◎総務部長(山田日出雄君) 少し今の話とは違うかもしれませんけれども、 先ほど来の私の答弁の中で、お話の中で、あと堀委員の質問の中であった、 休館日を条例上に規定をしていくというのは市民参加条例の手続としても必 要ではないかという話がありましたけれども、これはあくまでも指定管理者 制度を導入した施設に関してのものであります。今のような御議論であれば、 それは全ての施設に対してというようなところも考えられますよね。そうし たところをやっぱり整理をしていくことは必要だというふうに思います。
- ◎委員長(鬼頭博和君) 他に質疑はございませんか。
- ◎副委員長(鈴木麻住君) 最終確認。

変えたところは、休館日を1日ふやしただけですか。ほかは何も変えてい

ないですか、条件は。

- ◎子育て支援課長兼地域交流センター長(西井上 剛君) 休館日をふやすというところを明言したところと、夜の部の部屋の利用がないときには閉館することができるというところもはっきりと明文化をいたしました。
- **◎委員(堀 巌君)** その夜間、条例、規則には3日前までに申請しなければならないとなっていまして、ただし市長が特別と認める場合はその限りではないというお決まりのただし書きがあると思います。

実際問題として、泊まりだけの話じゃなくて、急に夜に使いたいとか、もちろん9時半までだと思いますけど、そういうことってこれまでになかったですか。そういったときに、その対応はどのようにされていましたでしょうか。

- ◎子育て支援課長兼地域交流センター長(西井上 剛君) もともと予約をしていただいて利用する施設でございますので、私が来ている中での経験での範囲にはなりますが、当日急にとかというところはございません。
- ◎委員(堀 巌君) その申し込みというのは、インターネット、それから窓口に直接の申し込みというのはありますでしょうか。
- ◎子育て支援課統括主査(佐久間喜代彦君) インターネットでされる場合は、インターネットは仮予約ですので、実際に使われる事前、3日前までには施設に赴いていただいて本予約をしていただくことになっています。
- ◎委員(堀 巌君) 窓口での申し込みがあるとすると、その休業日や夜間の予約がないからといって誰もいないというところで、そこに来られる人というのは想定できないんですか。
- ◎子育て支援課長兼地域交流センター長(西井上 剛君) 今までの中では、 そのようなことは私の中ではございませんでした。
- ◎委員長(鬼頭博和君) それでは、質疑はもう大丈夫ですね。 [挙手する者なし]
- ◎委員長(鬼頭博和君) じゃあ、質疑を終結して議員間討議に入りたいと 思います。

発言する委員は挙手をお願いします。

議員間討議はありませんか。

◎委員(堀 巌君) 質問されていない委員の方も見えます。やっぱり問題点の整理をすることも必要かなというふうに思いますので、僕は、さっき市民のためになるのかならないのかという、この休館日の変更が。そのことについて、明確な答弁がないというか、わからない。本当に2日休みにすることがいいのかどうなのかというところが非常に答弁として曖昧だし、もし

それが市民のためになるんだったら、最初から議論をして、週休2日で公募 すべきだというふうに先ほど提案したわけですけれども、その点について皆 さんはどのようにお考えなのかなというのが聞きたいです。

◎委員(木村冬樹君) 今回の指定管理者の指定という議案だもんですから、 ここの問題はいろいろ考えなきゃいけないところがあるなというふうに思っています。

ですから、コニックスという株式会社がいろいろ提案をして、採点の結果ということで資料もいただいているところで、ここがどういう活動をしていくのかというのは、これから見ていかなきゃいけないところだというふうには思っているところなんですけど、やはり議論の論点を整理した中で、その施設の設置の目的を効果的に達成するという方向と休館日をふやすという方向が果たして同じ方向なのかというところがやっぱりひっかかって、だから少し議案の前提の問題として論点があるなあというふうに思っています。

だから、そういうところで、この議案にどういう態度を示すかというところは少し考えなきゃいけないというふうに思っているところが今の自分の考えです。

「「休憩よろしいですか」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(鬼頭博和君) 暫時休憩します。

(休 憩)

◎委員長(鬼頭博和君) それでは、休憩を閉じ、再開をいたします。

議員間討議の途中でありましたので、発言する委員は挙手をお願いいたします。

どうですか。

◎委員(関戸郁文君) 今、議案としては、コニックス株式会社を指定していいのかどうかという議案だとは思うんですけれども、木村委員も指摘されましたけど、その入り口の段階で、結局その募集要項がいいのか悪いのかということになっちゃっている感じがするんですね。

堀委員は、コニックス株式会社、A団体、B団体、それぞれが提案しているんですけれども、そういうところではなくて、もう募集要項を変えて、改めてやり直したほうがいいという御意見でしょうか。

◎委員(堀 巌君) いや、その前に、ちょっと僕が聞きたかったことについて答えていただけませんでしょうか。

関戸委員に、僕が聞きたかったこと、要は休業日をふやすことが市民のためになるかどうなのか、僕の中ではちょっとわかりかねるので、その点について皆さんどう思われますかという。

◎委員(関戸郁文君) 非常に難しい判断だとは思います。ただ、予算上の問題とか提案内容とかで、全てを鑑みてそう決定づけたというふうな答弁だったと僕は思いますので、その2日はいたし方なしかなというふうには思っております。

◎委員(伊藤隆信君) 当局の説明をお聞きして、やはり3つの会社から今のこのコニックスを選んだ理由とかいろいろお聞きしまして、やっぱり週休2日が問題なのか、いろいろ迷うところですけど、やはりいろんな総合的な判断をして、今ここに書いてあるんですが、評価項目を、3つの中で一つコニックスを選んだということで、私はそれに対しては問題ないというふうに今ここの時点では思っています。

◎副委員長(鈴木麻住君) コニックスがどうこうというつもりはないんですけど、株式会社ってやっぱり基本的には利益を追求する会社だから、そうなると思います。当然のことながら、利益を追求すれば、人件費をかけないとか経費を削減するということにつながると。それは、ひいては市民サービスの低下につながるんじゃないかと。

希望の家自体が、利用率がどんどん下がってきていると。それは、そういうニーズが減ってきたということだと思うんですよね。その上で指定管理でいろいろ提案をしていただくということで、その提案内容も聞きましたが、具体的にどういう提案だったのかというのは全然わからなかった。ということは、基本的には、そのコニックスさんの利益を追求する上でどういう運営をされるのかなということがやっぱりちょっと見えてこないというふうに思うし、一番最初の募集をかけたときの3者が来たときの条件も、だから合わなかったというのは、そういう例えば夜間は別に利用がないときは閉館してもいいよとか、休館日をふやしてもいいよとか、そういう条件でもう一度やれば違った提案があったかもわからないと思うんですね。

だから、ちょっと今のどうしても指定管理でお願いしなきゃいけないという形は、無理やりそういうふうにする必要はないのかなと私は思っています。 ②委員(宮川 隆君) ちょっと論点がずれるかもしれないんですけれども、 先ほどからの答弁の中で、効率性と、それから稼働率の話が出ていました。 鈴木委員が言われるように、民間企業でありますから、赤字覚悟ということは基本的にない。もしくは、そこで赤字があったとしても、他で黒字が出せるということがなければ、民間は乗り出せないというふうに思います。その上で、やはりこれは管理と運営という部分でちょっと分けて考えなくちゃいけないのかなと思っていました。

管理に関しては、例えば0.5人区でも1人要るわけですよね。そこを仮に

直営でやるとすれば、職員の人件費だとか福利厚生費だとか、それは民間であっても人件費は当然かかるわけですので、だからそれの効率というのは、その1カ所だけでやっているよりは、一定の幅広いところでやっていることによっての効率性、要は人件費に関する効率性というのは担保されると思うんですね。

あと、運営の部分でいえば、この施設そのものの設置目的というのをどう 実行していくのかというところにかかってくると思いますし、そういう部分 でいうと、その稼働率を上げていくという部分では、そこの運営に当たって の発想力だとか実行力というのが大きく左右することなんだというふうに理 解しています。この運営に関しての発想力、実行力というのは、他市での実 績があるので、一定は評価すべきなのかなと思います。

この委員会が始まる前に我々が少しひっかかっていたのが、議論がないままに変更されていってしまったというところからスタートしていますので、その部分に関しては、協議会の中でちゃんと説明を受けたという御説明がありましたし、正確な日づけだとか内容まではちょっと自分としてもまだ思い出せていないんですけれども、確かにそういう場面があったというのは脳裏にあります。そういう意味合いでいいますと、一番の根底の部分がまず一つ外れたのかなと思います。

やはり市民にとっての宿泊施設としての希望の家がどういう存在で、今後どういうふうな運営を求めていくのかというのがやっぱり大きなところだと思いますね。効率性だけを求めていってしまうと、公共施設というものの意味合いがなくなってしまいますし、かといってそれを無視して進めていくと、今度は税金を投入せざるを得ない状況になりますので、そういうことを踏まえて、どこでバランスをとって、どこで妥協していくのかというのが我々の判断に求められているところなのかなというふうに理解しました。私はそう思いました。

- ◎委員長(鬼頭博和君) 堀委員、よろしいでしょうか。皆さんの今、意見、 大体出ましたけど。
- ◎委員(堀 巌君) いいですけど、ちょっと。

全協や厚生・文教の協議会で説明を受けたということを聞いて、ぼんやり 記憶があるぐらいで、皆さん、どうですか。

- ◎委員長(鬼頭博和君) 確かに。
- ◎委員(堀 巌君) だから、はっきりとそこで議論すべきだということに至らなかったというのは、ちょっと厚生・文教だけですけれども、議会全体でいま一度何か反省しないけないのかなというふうに、さっきも言いまし

たけど、思うわけですけど、ただ、その議題の出し方もあると思うんですよ、 印象に残る、残らないという。それが本当にこういう深刻な話に結びつく、 つかないというのが、ちょっと僕たちが本当に記憶が曖昧なのはそういう点 も逆にあるのかなという点もあるし、それは今後当局の使う研究をしていか ないといけないのかなというふうに思います。

[「我々も」と呼ぶ者あり]

- ◎委員(堀 巌君) はい、我々も。
- ◎委員長(鬼頭博和君) ちょっと委員会でもう少し議論がそのときにできればよかったんですけれども、私も本当に、今、堀委員が言ったように、ちょっと受けた記憶はあるんですけれども、そこからさらに進むというところまで行かなかったというので、私の責任でもあるかなというふうに思いますので、申しわけございませんでした。
- ◎委員(堀 巌君) あとは、置いておいても、やはり今回、反省もあるけど、業者と打ち合わせ、協議の中で公募の条件を変えていくことって本当にいいのかどうなのか。本当は、今の条例、規則というか、そのルールがあって、ルールをもとに公募したわけですよね。それが理想の姿だということで、さっき、ルールとして市が持っているわけですよ。そこで議会も議決したわけですよ、その条例でね。それを是としてするならば、そこは崩して本当はいけないんじゃないですかというのが頭にずうっとあるもんだから、多分記憶に残っていないと思うんです、その大前提というのがあるから。と僕は思いましたね。
- ◎委員長(鬼頭博和君) では、ここで少し休憩をとりたいと思います。 じゃあ、暫時休憩いたします。

(休 憩)

◎委員長(鬼頭博和君) それでは、休憩を閉じ、再開をいたします。

議員間討議の間でございますが、教育こども未来部長のほうから少しお話がしたいということで申し出がありましたので、よろしくお願いいたします。 ②教育こども未来部長(長谷川 忍君) 済みません。先ほどの答弁の中でも少し曖昧な答弁、間違いもありましたので、改めておわび等をさせていただきたいと思います。

この希望の家の指定管理者の選定につきましては、第1回目の公募について、応募がございませんでして、そのことについては、10月19日の全員協議会のところで、今後利用時間の短縮も含めて検討していきたいという発言を口頭でしているものでございます。それ以降、正・副議長とも相談等をさせていただきながら、その次は11月20日の全員協議会でした。厚生・文教の協

議会ではございませんでして、全員協議会で2回目の希望の家のプロポーザルに関するスケジュールを書面で示しまして、その段階で休業日をふやしているというお話を口頭でさせていただいたところでございます。御指摘いただきましたように、情報提供については不十分であったということを反省しておりますので、今後このようなことがないように努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

もう一点、条例につきましては、規則委任というところの判断、解釈の部分もございますが、まず希望の家の設置管理条例、規則については、早い段階での改正を検討してまいります。

◎総務部長(山田日出雄君) 今の条例の話ですので、ほかの施設のことも 関係してまいりますので、私のほうから全体的なところをお話しさせてくだ さい。

ほかの施設もそれぞれ規定ぶりが違うといった話を先ほどさせてもらいましたが、そういうところも一度整理しながら条例化に向けての検討は進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

◎委員長(鬼頭博和君) ありがとうございます。

それでは、議員間討議はこれで終結をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

◎委員長(鬼頭博和君) それでは、議員間討議を終結し、議案に対する討論に入ります。

討論はございますか。

◎委員(堀 巌君) 議案第101号「青少年宿泊研修施設希望の家の指定管理者の指定について」、反対の立場で討論をいたします。

地方自治法第244条の2第4項では、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲、その他必要な事項は条例で定めなければならないと規定されています。そして、平成15年7月17日の総務省通知で、管理の基準としては、住民が当該公の施設を利用するに当たっての基本的な条件、具体的に休館日、閉館・開館時間、使用制限の要件等が記載されております。

先ほど今後の話はされましたけれども、岩倉市は規則で定めていて、これがもし仮に監査の指摘とかこのことの解釈でもって条例で定められているとしたならば、こんな議論にはならなかったわけで、必ず条例案として議会の審議を通して十分に審議をされていたはずです。ゆえに、今回のことについては、その議論が、なかなかこの短時間の中で議論が尽くされていませんし、

週2日休むことについて、本当に市民のためになるのかということについて、 私はまだ疑念を抱かずにいられません。

また、利用料金制度をとっている指定管理者が担うについて、利用料金制度をとっているならば、逆に休みをなくして、いろんなイベントを企画して活性化するというのが本来の指定管理者の姿ではないでしょうか。ということで、これもやっぱり時代に逆行しているような気がしてなりません。

以上をもって反対といたします。

◎委員(関戸郁文君) 議案第101号「岩倉市青少年宿泊研修施設希望の家の指定管理者の指定について」、賛成の立場から討論いたします。

次期指定管理者候補者については、他の自治体における施設管理運営の実績があり、施設の設置目的を把握するとともに、事業計画の提案について、施設の特性を生かした活動の場の提供や、青少年向けの活動の場、集団宿泊生活、天体観察、野外活動の場の提供により、施設の利用向上を期待することができること、また防犯・防災の対策、緊急時に備えた危機管理体制、個人情報の管理などが評価されたということでございます。

また、選定委員会の評価結果も77.18点と、参加者の中で一番上であるということでございます。

以上の点から、本議案に賛成するものといたします。

◎委員(木村冬樹君) 私からは、この議案第101号に対して、態度を明らかにするということで、討論に参加したいというふうに思います。

論点については、先ほど来述べられていますように、一つは、休館日や開館時間、こういったものをどのように定めていくのかということが一つあるというふうに思います。もう一つは、指定管理者の本来の目的であります当該施設の設置の目的を効果的に達成するということで、この希望の家の設置の目的というのは、繰り返し述べていますように、集団宿泊生活、天体観測、野外活動等を通じて、青少年を自然に親しませ、豊かな情操と健全な心身の育成を図るということであります。この目的を達成するために休業日をふやすという方向というのは、やはり考え方としていかがなものかなあというふうに思います。

この議案につきましては、指定管理者としてコニックス株式会社を指定するという議案でありますので、このことについては、これからの動きを見ていかなきゃいけない問題だというふうに思いますが、その前提として、募集要項について、応募してくる団体等の意見も交換する中で変更していたという流れについては、やはり本来の指定管理者制度のあり方として少し問題があるんではないかというふうに考えますので、全面的に賛成することができ

ないという立場で、この議案については退席をさせていただきます。以上で す。

◎委員長(鬼頭博和君) 暫時休憩します。

(休 憩)

◎委員長(鬼頭博和君) 休憩を閉じ、再開いたします。

それでは、討論を終結し、採決に入りたいと思います。

議案第101号「岩倉市青少年宿泊研修施設希望の家の指定管理者の指定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者举手]

◎委員長(鬼頭博和君) 挙手多数であります。

採決の結果、議案第101号は全員多数により原案のとおり可決すべきもの と決しました。

暫時休憩します。

(休 憩)

◎委員長(鬼頭博和君) 休憩を閉じ、再開いたします。

以上で、当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一 任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長(鬼頭博和君) 異議なしと認め、そのように決しました。
以上で、厚生・文教常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。